

イベリヤ半島経済・商業事情序説

—中世から近世にかけて—

有富重尋

目次

- 第一章　問題の提起
- 第二章　牧羊業者組合「メスター」の歴史的意義と役割
- 第三章　小麦商業政策
- 第四章　黄金期の諸事情
- 第五章　没落と啓蒙專制主義
- 第六章　近世の土地制度及び農業
- 第七章　結語

第一章 問題の提起

本論の企図するところは題目のごとく、經濟・商業事情序説であり、したがつて、決して、經濟・商業事情が完全に把握されたと云う性質のものではない。第二章以下をみればわかるように、牧羊業者組合、小麦商業政策があり、あるいは土地制度や農業をも扱つてゐる。すなわち非常に幅広いものであり、その内容からして、拙論の題目を經濟・商業事情序説とした。本論は、スペイン・プロパーにやつてきた筆者の小稿に一つの体系を与えようとして努力したものである。

イベリヤ半島經濟・商業事情とは云つても、やはりそれは世界史的な観点から俎上にあげられねばならない。すなわち、一つはヘブラーやハミルトンも問題にしているアメリカ発見後の黄金期であり、いま一つは、第二次世界大戦の直接あるいは間接の原因となつたスペイン内乱である。

拙論もまた、おのづから焦点は前記二点に絞られるわけであるが、それもまた当然と云えよう。中世後期、近世初期とも云うべき十七・八世紀は、僅かに第五章没落と啓蒙專制主義で触れるにすぎない。

スミスは、國富論第四編第七章第三部で『アメリカの植民地を領有し、又東印度と直接に貿易する国々は、なるほど此の巨大な貿易の外觀と威容を享受しはする。併し乍ら他の諸国は、彼等を排除せんとする一切の不快な制限にも拘らず、しばしばその利益の実質の大部分を享受する。例えば、スペイン及びポルトガルの

植民地は両国の産業よりも實質的に他の諸国の産業により以上の奨励を与えていた』と述べ、明確にスペイン型重商主義の真隨をついている。

スペインの隆盛と没落は表裏であつたと云う事實に注目しながら、そして同時に非力ではあるが、可及的に世界商業の立場に立脚して、スペイン型重商主義の宿命であつたと理解してよいその商業、經濟の構造等に以下の論述において触れるであろう。

寡聞はあるが、スペイン經濟研究の図書は、あまり発刊されていないようである。スペイン本国は勿論のこと、中南米諸国あるいはその他の西欧諸国においても、見当らず、日本も又その例外でない。小生の研究に力をお与え下さるマドリッド大学教授 H・P・エギラス氏の好意ある図書寄贈——季刊誌「農地社会学研究」——がなかつたならば、この研究も又日の目を見なかつたであろう。ここに同教授に感謝の意を表しながら、今後ともさらにイベリヤ半島の經濟・商業の解明に努めるであろう。

第二章 牧羊業者組合「メスター」の歴史的意義と役割

イベリヤ半島は古くから羊毛の產地として知られている。すなわち、羊毛生産は十二世紀後半ベルベル人が、アフリカからメリノ merino 羊を輸入し、中央高原であるメセタにゴート時代から行なわれた小規模なトランスピューマンス transhumans 様式によつて飼育されたのが、その端緒である。

レコンキスタは、牧羊業者に推進され、一三四八——一三五〇年間の黒死病によつて人口の稀薄になつた地帶が生じた事情は、

牧羊業を発展させた。そしてやがて、スペインでは「羊は王者」になるのであるが、以後牧羊との関聯なしのスペインの歴史は考えられない。

レコンキスタ運動は、¹⁾二つの方向をもつていたのであるが、このメスターはカステイリヤの運動方向にそつてゐる。當時、カステイリヤでは、すでに牧羊場の初代裁判官をおいており、同時に彼は牧羊群の保護者でもあつた。初代裁判官の名前は **Maiorinus** であり、それから転じて **merino** 種を指す様になつたと思考される。一二七三年アルフォンソ十世は、牧羊者を組合に加入させ、且つ彼等に特許状を与えたその組合名をメスターと呼んだ。これがメスターの発生であろう。この特許状で王室は、メスター組合員が路傍市場で羊生産品を販売する事を保証している。極言すれば、組合員は、いわば小型のマニュファクチャア経営者であるから、メスターは牧羊業者のギルド的团体、つまり²⁾牧羊業者組合と呼称されるべきである。以上簡単であるが、牧羊業者組合の意義について述べてきた。次に、役割について述べよう。

山岳及び高原が多く、且つ雨量の乏しい同国は、南部東部の海岸地方を除いては、穀物耕作は適せず主要産業は牧羊業に限らざるを得なかつた。「羊が人を喰う」あるいは、「羊は王者」であるとか云われるのは、その間の事情を説明するものであろう。

カステイリヤで耕作農業よりもむしろ、メリノ種牧羊を中心とする商品農業をメセタで営なんだ農民は、村落結合を通して反領主斗争を展開した。そしてその原動力が、メスターであつた事は云うまでもない。メスターは、したがつてスペイン絶対主義成立の基

盤をみずから提供したのである。

元来メスターは、はぐれた羊を処理する牧羊者の会合として創設された。

羊群は、南北へ移動するのであるが、その移動通路 (Cañada, カニャーダ) は、すでに十二世紀から存在していた事からみても、相当大規模に行なわれていた模様である。

次に、メスターがどういう構造で絶対主義の成立に役立つたかを見よう。

執行官 (entregador, • エンツレガドール) は、一三〇〇年頃設けられた。彼は、カニャーダや羊の水飲み場を確保し、羊保護のため、共有牧場・森林・荒蕪地に近在する地主や借地農の侵入を抑制し、その支配下に移動中の牧者を護衛する役人を配置している。執行官一人当たりの担当区域は、当時一ビシヨップ管区へと拡大した。カニャーダアに關しての彼の権限は、一二八四年の特許状で明文化された。

監視官 (alcaide, • ハルカイデ) は、組合員の諸活動全般を管理し、特に、はぐれた羊を監視し、処理した。

調停官 (procurador, • プロクラドール) は、組合員の利益を保護した。

組合員は、羊頭税 (servicio) と羊通行税 (montazgo) の支払可能な事が必要であり、

第一表 メスターの構造

総裁…	1. 執行官	2. 監視官	3. 調停官
-----	--------	--------	--------

羊の所有頭数に制約はなかつた。

準組合員とは、本来、牧者つまり羊飼である。彼等は、みずから負債に対してすら無拘束であり、加うるに軍務服役からも免除された。又、彼等は、十四世紀中葉であるが、法定質銀は、羊百頭につき貨幣六マラベデイエス (*maravedies*) 谷物は年間二四斗一升、全仔羊の $\frac{1}{4}$ 、チーズの $\frac{1}{4}$ を受けているので、彼等の生活水準は農民よりも遙かに高かつた。

以上の様な特権と保護は、メスター強大化の一面であつた。カニャーダアに隣接する借地農、地主は、その移動期間外は侵入するので、彼等侵入者に対して、百マラベデイスが罰金として課せられた。

耕作農民・牧羊業者は、カニャーダアをめぐつて熾烈な対立を描かざるを得なかつた。

第二表は、スペイン絶対主義が形成されるに至るまでの社会構造の略図である。絶対王室は、メスターと都市を掌握し、その鋒先を封建領主・貴族に対する斗争と異教徒征討に向けた。

メスターと都市に自治を形成的には認容しているが、それぞれ執行官・監察官の監視下にあり、したがつて、メスターと都市は骨ぬきのままで、都市同盟 (*hemandad*)・市参事会 (*concejo*) の市政機関や中央官庁である評議会 (*concejo real*) と共に王室と緊密に結合し、かくてスペイン絶対主義の基礎はつくられた。

これらの諸問題は、相関的性格のものであるから、総合的にとりあつかおう。montazgo は portagzo と共に、九世紀に発生し、十三世紀にはカステイリヤ全土に普及したが、王室が都市に与えた大権や、王室が牧羊及びその生産品移動に与えた特許状があれば免税となつた。

…執行官…メスター
(entregador)
…監察官…都
(corregidor)

第二表 社会構造の略図

議 会 (cortes)

民農…團教…主領建封 ← → 絶対王室 ……評議会 …… (concejo real)

スペイン絶対主義は、封建領主・教団・農民を席捲し、その基礎を固め、メスターは、絶対王権の庇護のもとに巨大な特権を享受した。

以上は、主として Klein 教授の名著 (*The mesta, a study in Spanish Economic History*) を参考にした。そして、そこの同氏の分析はまことに正しい。

一四九二年、ムーア人最後の拠点、グラナタの占領とアメリカ大陸の発見は、スペイン西部の優越性を誇示するものである。すなわち、スペイン絶対主義は、カステイリヤで育成されたものにほかならない。

第三表 牧羊頭数の推移

年代	頭数	年代	頭数	年代	頭数
1477	2,694,032	1531	2,521,200	1547	2,693,302
1512	2,590,661	1532	2,600,000	1548	2,738,677
1514	2,895,471	1533	2,500,000	1549	2,705,000
1515	2,745,546	1534	2,600,000	1551	2,227,182
1516	2,775,250	1535	2,380,000	1552	2,863,750
1517	2,860,632	1536	2,495,797	1553	2,857,214
1518	2,934,057	1537	2,066,554	1554	2,750,000
1519	3,177,669	1538	2,650,915	1555	2,372,000
1520	3,027,608	1539	2,905,548	1556	2,622,890
1521	2,538,270	1540	2,678,947	1557	2,180,074
1523	2,822,264	1541	2,528,590	1558	1,903,636
1524	2,543,931	1542	2,711,213	1559	1,746,811
1526	3,453,168	1543	2,780,764	1560	2,034,911
1527	2,853,648	1544	2,302,018	1561	2,128,797
1528	3,014,440	1545	2,580,000	1562	1,673,551
1529	2,613,000	1546	2,712,548	1563	2,303,027
1530	2,528,883				

Klein 教授「前掲書」P.27

て、遞減している。この事実は、イサベラ女王が毛織物工場の国営化政策を企図し、重商主義的政策を打ち出したが、工業育成の基礎に立ち得なかつたと云うことと並行している。メスタ自身にあつては、中間層は下向をたどり、メスタは、階級の二分化を経験した。それは、スペインのジエントリー *gentry* であるイダルゴ hidalgo 階級の没落と、ほど時を同じくした。

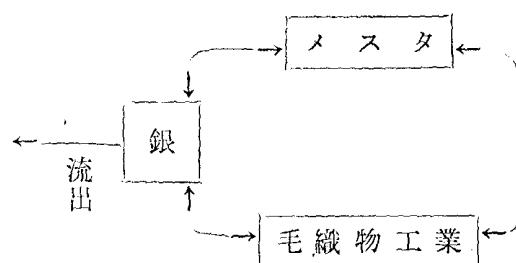
コムネロスの叛乱と前後して、執行官に対する暴行事件は、カステイリヤ全都市でみられるところであり、対メスタ斗争は合法的になり、その凝聚点はコルテス「議会」であつた。中世的な特権を享受したメスタは、絶対主義成立の基盤として作用しながら、その提携者であるべき筈の都市、官序制度と対立し、やがて衰退にむかつた。

メスタは、スペイン絶対主義とその消長をともにしたのではなかろうか。

イタリヤ、アメリカ、アフリカを支配し、ネーデルラント、オーストリア領を継続し、スペイン絶対主義の開花期と指摘されるのは、一五一六～五六年間王位にあつたカルロス一世の治世があげられる。彼は、ネーデルラント出身であつたので、彼のもとに統合されたハプスブルグ家の経費まで、スペインは負担した。こゝにフッガー家の時代 *Zeitalter des Fugger* (スペイン名 *Fúcar*) を出現させ、カルロスの反スペイン政策は、前述のコムネロスの叛乱を勃発せしめた。すなはち、都市とハプスブルグ的絶対主義の対決であり、対メスタ斗争のあらわれであつた。彼の政策に見られる、重商主義的政策はどうであつたろうか。

他方、メスタはどうであつたろうか。第三表に示すように、一五四〇年代までは増加しているが、一五五〇～六〇年を境にし、一五二〇～一五二一年間のコムネロスの叛乱は、カステイリヤ諸都市の叛乱の顕著な一例である。

第四表 スペイン型 重商主義



メスタによる羊毛生産により、毛織物工業を繁栄せしめ、そしてその毛織物は、一五二〇年代からはじまるメシコ・ミン年代のペルー征服による銀採掘、輸入の対価として輸出された。これは、第三表に示した牧羊頭数と一致している。

羊毛を意味する *vellón* と云う言葉が銀貨を意味するようになつたことから考へても、毛織物輸出の重要性が理解できよう。

第五表は、十六世紀に新大陸からスペインへ流入した金銀の重量、第六表は、価格からみた当時の金銀世界総生産額に対する百分比を示すのであるが、金はそれほど問題にならず、銀がはるかに優勢であり、この意味で ³⁾ 銀

第五表 金銀輸入量 (単位 kg)

期	間	金	銀
1493	—	1520	—
1521	—	1544	30700
1545	—	1560	246200
1561	—	1580	248000
1581	—	1600	374600

大塚教授「近代歐州経済史序説上の一」
P. 31

第六表 金銀輸入額 (世界総生産額対比)

期	間	金	銀	合計
1495	—	1520	13	9
1521	—	1544	41	38
1545	—	1560	64	77
1561	—	1580	55	76
1581	—	1600	59	83

大塚教授 同上書 P. 13

主に多額の経営資金の前貸しを行なつた。」そして、賃銀労働者の不足を補なうために、「バリヤドリ、サモラ、サラマンカでは、乞食や浮浪人を強制的に、工場で労働せしめる」と云う政策が採られ、織物工業特に毛織物工業は全国的規模にまで発展し、やがて、他の西欧諸国へ流出したと云う点であるが、ここではそれにはふれない。

織物工業をトレード市についてみれば、一五二五年、従業者一人万人、工場六千、カルロス一世末期、従業者五万人に達し、ヘブラー Haebler の言によれば、「この需要を充たし得るだけ製造

ふたたび、ヘブラーの言によれば、「到るところ勤勉にして熟練、富裕にして満ち足りた人々を以つてみちみちていた。」と云われ、彼はスペイン経済繁栄の理由を金銀よりも、むしろ勤勉と商業に求めている。

第七表は、その年代は殆どハブルグ家初代の、カルロス一世およびフェリペ二世の治下に相当するのであるが、この表は王

第七表 王室財政(単位 1000マラベディス)			
年代	金額	年代	金額
1513	5,718	1539	9,370
1517	6,312	1543	10,392
1520	7,213	1552	16,205
1526	8,079	1565	19,610
1535	8,500		

Klein教授「前掲書」P. 279

第八表 メスターのクレジットバランス
(単位 100万)

年代	マラベディス	年代	マラベディス
1565	1.1	1592	13.4
1567	1.5	1593	20.3
1584	3.0	1594	23.4
1585	7.3	1595	23.0
1587	25.0	1596	25.1
1588	32.8	1597	26.2
1589	27.6	1598	28.0
1590	8.6	1599	29.6
1591	7.3	1600	21.4

Klein 教授「前掲書」P.284

よ牧畜産業の発展によるものではない。

第八表は、メスターのクレジット・バランスを示すのであるが、年代的に殆ど、フェリペ二世の治下に相当する。フェリペ二世重商主義への復帰は一旦は衰微の気運に見舞われたメスターを、昔日の隆盛にもどした。

室財政の遞増を示している。この増加は封建地代 Servicio 羊通行税 montazgo の徹底的徵集によるもので、他方また、価格革命により一般物価水準が三倍乃至それ以上に高騰した一時期的に必ずしも、第七表の年代と一致するわけではないが、すくなくとも高騰の気運にあつたことを考慮すれば、さほど驚くには及ばない。いずれにせ

り、兩者間にはメスター、あるいは農業に関する対策の根本的差はない。当時の農業問題の研究には、一五六六・一五八〇・一五八二の各年の法令をみると、便法のようである。すでに述べたように、メスターは移動する羊群団を対象とする牧羊業者の組合であつたが、一五六〇年來の諸法令は、移動しない牧畜群団もこの範疇に加え、さらに農業用として新たに開拓された土地は、悉く牧地に向けられた。かくてメスターは農業を牛耳り、全スペインに君臨した。

メスターと都市との対立についてはすでに述べた通りであるが、貴族もまたメスターと斗つた。ベハール公爵の不動産は、當時カステイリヤ最大のものであり、彼を貴族の代表としてこの問題をとりあげよう。彼は、メスターをめぐつて他の地主層と競合の場に立たざるを得なかつた。所有権 posession に関する法令は、メスターが牧地として借り受けている土地間のいざこざの干渉を禁じるので、それは事実上土地収益を減少させた。メスター総裁は、その組合員によるボセシオン違反の監督を執行官に命じたので、貴族はともかくも、可耕地の拡大が可能であつた。

王室に接取された武土團長 maestrazgo の牧場からさえ火の手が挙がり、それは弱体化しつつあつたフッガーハー家に更に拍車をかけた。王室財政が難渡したとき、とくに一五六〇と一五七〇の

一五九〇・一五九一の両年に低落が現われているのは、⁴⁾ 年金 juro への投資、あるいは、王室税の対象になる借地権の購入などの事実に基因している。

フェリペ二世は、カルロス五世につぐハプスブルグ出身であり、兩者間にはメスター、あるいは農業に関する対策の根本的差はない。当時の農業問題の研究には、一五六六・一五八〇・一五八二の各年の法令をみると、便法のようである。すでに述べたように、メスターは移動する羊群団を対象とする牧羊業者の組合であつたが、一五六〇年來の諸法令は、移動しない牧畜群団もこの範疇に加え、さらに農業用として新たに開拓された土地は、悉く牧地に向けられた。かくてメスターは農業を牛耳り、全スペインに君臨した。

十年間は、牧場所得への課税 *alcabala de yerba* を必然的に生じ、それに對してメスターは抗争した。

メスターのバック・ボーンであつた所有權 *posesión* に関する法令が魔力を失い始めたのは時間の問題にはならなかつた。

一五六六年までは、地方のメスターに所属していない羊所有者（牧羊者）が *posesión* を享受する権利を所有していたことは確かである。それは、メスターが地方牧場を恒久的に占有する機会を排除することになるのであるが……

イサベラによるメスター大綱決定ののち、国境線にそつて結成された馴者のギルド *carrtero* でなく、飼料採取の目的で共有地の幾分かをエンクロッジュアする権利を含んで、特別牧場権利が與えられた。フェリペは、無敵艦隊 *armada* による失費補填をやエスッレマズラの広大な牧場の四年間の借地契約を得た。第八表その他でみたように、メスターの会計が快適なテンポで増加をみせてているのは、借地農の耕作違反に対する過料のしからしめるところである。

メスターは、昔日の隆盛に戻されはしたが、農業を犠牲にしてであつた。

当時スペインの銀船隊 *silver fleet* は、イギリスや北ネーデルランドの公許された私的海賊船に襲われ、銀は殆ど本国へは流入せず、スペインの財政的基礎は潰え始め、一五〇年のポルトガル併合は、経済的意義を持ち得ず、したがつて、メスターのみが孤立したと云うのが、彼の治下の経済情勢ではなかろうか。

牧羊群のために、共有地すら含むエンクロウジューの許可是、農業衰退の役割を果した。換言すれば、メスターの隆盛は農業の衰退を意味した。

スペイン経済の悲劇はここに胎芽した。

十五世紀末葉から十六世紀末葉までが、スペイン絶対主義の確立期であり、メスターもその間が充実期であつた。そしてこの一世紀間は、所謂、絶対主義の黄金期であつたのだが、イスパニヤ帝國は、かつては世界史で演じた決定的な役割をただちに失つた。

吾々は、絶対主義国家としてのスペインの確立・繁栄・没落をフェリペ二世の治下に見いだすであろう。

経済史研究の先駆諸家は、商業革命・価格革命を経て世界史上に巨姿をあらはしたスペインは、「銀」政策＝毛織物工業で挫折し没落したのだと論述される。

これは、中世から近世への世界商業の発展的構造からみたスペイン絶対主義国家没落の有力・最大の原因であることは論を俟たない。

5) 「スペイン人の領土に太陽の没することなき」*No se pone el sol en los dominios del Español* とその偉容を誇つたイスパニヤ帝国が、右の理由のみで衰退したであろうか。

スペイン自体に内在するメスター・カニヤーダ・エンクロウジュー・都市・絶対王室・領主・農民などの複雑な対立・結合関係がその素因として指摘されないだろうか。

毛織物工業繁栄の決定条件は、原料・人口・技術であり、その經營的条件としては販路・貧民の存在があげられ、スペインの場

合、貧民は夥多であつたにも拘わらず、賃金労働者として毛織物工業へは吸収されず、封建的農奴層へと逆編成されていつたと大塚教授は明快に⁶⁾指摘されている。

それはさておき、メスタの隆盛と農業のそれは逆比例し、衰微についても又同様である。そして、メスタの衰微は毛織物工業の、従つてスペインの衰微を意味するものである。

以上、メスタの意義と歴史的役割について論述したが、決して世界商業の立場から考察したわけではないので、あるいは、筆者のドグマであるかもしれない。

※水銀や価格革命については、社会経済史学 Vol.25. No.2.3 合併号近藤仁之氏「水銀アマルガム法、水銀供給源、及び『価格革命』」を参照せられたし。

第三章 小麦商業政策

本章では穀類取引は商業であると云う観点から、絶対主義確立期を俎上にあげることにする。⁷⁾絶対主義は、封建的な生産様式の一定の解体を前提とするが、同時に封建制を新たな形態で再編成する権力であり、商業はこのような歴史過程を推進する役割をもつてゐるのであるが、以下の叙述においてその様相を具体的に検討しよう。

カトリック両王は、中央集権化の線に添つた政策の樹立を企図したことは、すでに、明らかであるが、

一、新穀類の移植を実現し、従来の穀類は、さらに増殖して、

国家的規模での産業たらしめる」と

二、重要生産物（金銀を含む）の輸出、流出を抑制すること

三、外国工場製品の輸入、流入を禁ずること

以上の三項があげられるのであるが、焦点は、第一項に絞られるであろう。

カステイリヤのメセタ *meseta*（中央高原）は、穀類を特に小麦を輸出した。

これに反して、ガリシャ・アスツリヤス・ビスカヤなどの諸地方は沿岸地帯であつても、穀類生産地帯ではないので、交易と云う意味で *paises de acarreos*（運搬の国）と呼ばれる程である。また、新大陸の発見は、andalusia の小麦耕地を極端なまでに増大させた。

この時代は、市場経済の融合がその特色としてあげられるが、以上の事実は、中世から近世への歴史過程を裏付けるものである。

当時の小麦取引がどのような形態で行なわれたか、またそのように行なわれざるを得なかつた必然性は、黄金時代への橋わたしを追求しよう。

さて、カトリック両王は農産物に対して、如何なる租税を課したであろうか。

一四五一年五月十四日、La Vega de Granada で王室への支払い（それは十分の一税、其の他特殊な税を含むわけだが）に向けられた穀類は、一等級のものであることを勅令で定めている。

一五〇一年七月二十六日、前掲勅令は再確認され、diezmo（十分の一税）の額を取り立てるために diezmero（十分の一税

の支払い者)を集める際に、教会の鐘を鳴らすなどの具体的な事項を定めている。

次に、⁸⁾ **tercias reales** (*díezmo* の九分の一税)については、スペイン・アカデミア辞典 *Diccionario de la Academia Española*によれば、「王室のために全教会の十分の一税から差し引かれたことの二分の一 noveno」と定義している。両王は、*Cédula real* (王室詔書)を一五〇四年七月二十四日 *Medina del Campo*で与えその遵守を命じている。当時の租税は、法令が基盤となつて生じたのではなく、不当な慣習や独断的な命令から生じている。

小麦標準価格は、1 *fanega* 110 *maravedies* と定められはしたが、一五〇五年、事实上廃止された。

小麦を中心とする穀類に課せられた租税は、軍事企業の費用を賄うに役立つてゐることは、モンソンのアラゴン系の議会の実例が吾々に示してゐる。

次に、記録保管所に保存されている文書から当時の小麦取引をみよう。

一般に、小麦移出を禁じた命令が大部分であり、より具体的に云えば、ブルゴスでの承認状は一四七五年十一月二十三日、トレードでは一四七七年二月二十日、コルドバでは一四八四年九月六日、サラゴーサでは一四九三年十二月二十四日に与えられている。その後、約十年たつて一五〇〇年代には、ジブラルタル、サン・ルカール・デ・ベラメーダ、タリファ、ロータなどの諸都市に対して両王は、王室書翰を与えて、王国から小麦移出が

出来るようにマルシアの近くのマラガ、レンス・デ・ラ・フロンテーラー・アルマカノなどの港を指定して許可を与えている。

それを移出する際には、小麦 1 *cahiz* にても 200 *maravedies* を大麦 1 *cahiz* にても 150 *maravedies* を両王に支払わねばならない。

次に、小麦商業の組織構造に関して採られた若干の対策を研究しよう。

アルカバーラーは、營業税とも訳出されるが、商品売買に関する課税ではなかろうか。

牧師、修道師はアルカバーラーから無拘束でありそれを支払う必要はない。

一五〇一年に与えられた *Privilegio* (特権)によると、マラガーの隣接地方の住民はその収穫の中から小麦を売買する時は、アルカバーラーを支払う必要はない。

一五一五年のラ・アルベルカの勅令は、グラナダの近隣の住民であつても小麦を売るることは出来ないし、売るための移出も出来ないと定めている。

一四八八年、プラセンシアで与えられた特権はその隣接地方の住民に対して、小麦でアルカバーラーを支払うことの例外を認めている。

一五〇五年、両王は、*carta patente* をセゴビヤ市に与えているが、それによれば、その勅令に記載されている価格よりも高くは売つてはならぬと言う理由で、その標準価格が定められたのはこの時である。

もしこのような対策がなかつたならば、都市は標準価格、あるいは当时蔓延していたペストによつて、人口減少の結果荒廃したであろう。

取引、転売についてみれば、小売商人、すなわち小麦を転売するためには獲得する商人による生産物の転売は、禁ぜられるのが常であり、少くとも幾分かは制肘されるのが常であつた。

一四七八年七月七日のセビリヤ市立記録保管所（Archivo Municipal de Sevilla）の台帳には、商人に限らず誰もが転売のための買付けを禁じている。同市の条令では取納官に限り、販売のための購入が出来るが、小売商人はセビリヤ産の小麦を買うこととは禁じられている。例外的に転売出来る量は、二日 3 fanegas までであるが、都市や argamasa には関係ない。

tercia の鐘が鳴る前に製粉所の主は、少ない価格で購入し、一定価格で販売出来るように小麦を買付ける。tercia の時間が過ぎると、consejo と住民たちは小麦を買うことが出来る。

最後に、一四八六年四月二十一日、カトリック王ドン・フェルナンドが与えた¹⁰⁾有名な Sentencia arbitral de Guadalupe(グアダルフオンドイガス Alhondigas (穀類取引市場) の調停、判決文) に言及しよう。

これは、カタルーニャ地方の農民の利益を擁護するものであり、そのお陰で小麦・大麦・葡萄を自由に売る機能が附与されている。

スペイン語の¹¹⁾アルフォンディガス Alhondigas (穀類取引市場) は、アラビヤ語の Fondak から生じたものであり、中世紀のムスルマンとキリスト教諸国との商業がその根源であろう。ム

スルマン人によつて、スペインの諸々にまかれたこの機関では、商人たちは法的に保護された。これによつて商品や商人が参集したので租税の取り立ても容易になつた。教会や司祭長は、参集した商人が改宗するかもしれぬと云う希望があつたので、そこでの商業取引に反対はしなかつた。再征服が終つたときにも、主なる都市には穀類取引市場は、そのまま残存された。

この時代のものとしては、セビリヤ地方の条令（一四七八年）トレードの穀類取引市場（一五〇四年）、アルカラ・デ・エナレスの穀倉（一五〇三年）があげられる。

以上の諸機関の目的は、小麦商業を容易ならしめることでもり、貧困者や勤労者に合理的価格で貸し付けることであつた。

一四九一年、カトリック両王は、ベガ・デ・グラナダで小麦は穀類取引市場のみで売らるべきこと、市の当局者が各地で指定した公共の場所でさえもそれを置いてはならないこと、並びに、路傍でそれを売れば売り手は二倍以上のアルカバーラー税の支払いをせねばならないと云う命令を与えていた。

穀類取引市場に集められた穀類は、それをもつとも必要とする人々に売られ、あるいは貸し付けられる。但し、大麦は騎士とその従者に売られ、あるいは貸し付けられた。そして、相互間の転売は禁じられた。

売買の際は、同市場の秤で計られねばならなかつた。セビリヤの歴史家 Morgado は、穀類取引市場について、生々しい¹²⁾描写をしている。よれによれば、毎日ミサがある小礼拝堂は支配権を象徴するものであり、そしてそれは同時に条令違反者を容する

絞首台や牢獄すら備えていたようである。又、穀類取引市場には、不作年には一日に 500 fanegas 以上も放出する能力のある穀倉がある。

セビリヤの市立記録保管所台帳、その他と照合して云える」とは、売買は穀類取引市場で行なはれるのが原則であり、同市場を中心とする半径 5 leguas 内での売買は絶対に禁じられている点である。

次にポシトス *pósitos* (貸付用小麦貯蔵所) について述べよう。

アルカラ・デ・ヒナーレスの市会は、大主教ヒメーネス・デ・シスネルスの助力を得て、一五一三年二月十三日署名された王室証書によつて、その都市で貸付用小麦貯蔵所を設立している。王室証書に示してあるその設立の主たる目的は、貧困な寡婦、孤児、学生などに食糧饑飢のときに廉価で奉仕している。大主教は、貸付用小麦貯蔵所設立のために、小麦 10,000 fanegas を準備している。

この機関は、小麦価格調整のために準備されたものであり、当時としては、まさに適切な制度であつたことが容易に想像されよう。この貸付用小麦貯蔵所と同様な制度が、一四九四年、ウレニヤの領主によつて設立されている。彼は、その設立のためにサンタ・マリアの市場で、穀倉ならびに穀類購入用資金として 200,000 maravedies を提供している。

一五〇四年、カトリック女王が死去する数ヶ月前、マドリッドの司法官会議あて、一通の¹³⁾書類を与えているが、彼等はこの制度が卓越していることをみとめ、又その際は、共有地の利用を

すすめている。

穀類取引市場の機能を調整している最後の条令は、一五一三年九月十六日、セビリヤドリでカトリック王によつて与えられる。監督官の質銀、その他の出資は、小麦によつて賄われるのであるから、小麦は毎年改良されねばならない。監督官がその義務を怠つた場合はその質銀の中からその都度、200 maravedies 減ぜられる。監督官の質銀は、年間 10,000 maravedies であったから、相当な処罰であつたように思われる。

以上の穀類取引市場、ならびに貸付用小麦貯蔵所のほかに、ビンクロス *vinculos* と呼ばれる機関があるが、これは市場的性能は持たず、単なる貯蔵所であり、穀倉であつたようである。法令で認められているビンクロスは、メリノ種綿羊管轄地に限り、一箇所づつ認められている。

一四八〇年、トレードの議会の要請によつて、カトリック両王は、一五〇一年十二月二十三日、マドリッドで小麦、大麦、ライ麦の標準価格を定めた勅令 *pragmatica* を与えているが、なぜこの年に勅令が出されたのであらうか。その前年、一五〇一年は、穀類特に小麦の収穫は悪く、農民は負債に追われ、したがつて、小麦は小売商人や金利生活者の掌中に帰した。当然、その価格は極端に騰貴したので、両王は、トレードの市議会と協議して、貧困者、婦人、子供の扶助対策として標準価格を定めることに意見が一致した。その目的達成のため、販売拒否者には 1 fanega 300 maravedies 以下の罰金を課して取締り、又、その供給については、甲地から乙地への移出、搬入を許可している。

その翌年一五〇一年は、収穫の良い年であつたが、価格騰貴の傾向は続いたので、両王は非常手段として、抜打検査や臨検を実施し、一五〇二年十二月二十三日、勅令に署名し、一五〇三年一月四日発効した穀類の標準価格は次の通りであつた。

穀類標準価格		
品名	計量単位	価格
fanega		110 maravedies
fanega		" "
fanega		60 "

百マラベデイエスの厳罰を課しているが、他方では、運搬の国 *paises de acarreo* には、標準価格を適応せしめないと云うことからみても、極めて含目的であることがわかるであろう。

市議会 *consejo* の指定を受けた人や市会議員は、実在の小麦量を調査しこの勅令違反者には、普通時の倍額の罰金を課する権限が与えられた。

折角樹立された標準価格がたちに廃止の運命に逢うのであるが、何故だつたろうか。王国年代記 *Crónica del Reinado* には、小麦が市場から姿を消した経緯が述べられているが、シマンカス記録保管所に保存されている書類からみてみよう。

シマンカス市の市議会が一五〇三年四月六日付で女王に送った¹⁴⁾書翰をみよう。

——飢餓は極端な位待わうけている……この絶大な必要量を神が止めるようになるのであらう時ま

で……

一五〇三年は、収穫物は非常に乏しかつた。一五〇四年は、一月から五月にかけて、降雨量は少なく小麦は枯れた。一五〇六年十月、標準価格は上げられているが、その結果としてあらわれたのは、相場価格は下がり市場は豊かになつたと云う事実である。

一五〇六年、標準価格は廃止されたのであるが、人口荒廃、伝染病流行と云う結果を生じてゐることからみても、存置していた方が価格政策の線にそつていたと言えよう。標準価格では 1 fanega 110 maravedies の小麦が絶対量は不足であるにもかかわらず、

一五〇九年、1 fanega 2.5 reales に価格は下つてゐる。例外的にシランデスでは、1 fanega 5~6 reales であった。すなわち、標準価格一10 マラベデイエスの約二倍くと価格があがつている場合もある。

次に、小麦及び小麦粉の特に、売買の際の一般的性格について述べよう。

¹⁵⁾ 分銅と計器に一貫性をもたせ、ともかくも十進法が採用されたのはカトリック両王の治世下であり、約四百年間、殆ど現在に至るまで、その理想としたところは継承されている。木と鉄で作られたアビラ avila と云う計器が全王国にわたつて用意され、計量單位は fanega, celemín, cuartilló, に統一された。計量の際は、公共計量所がその場所として指定されている。

一五〇〇年、マレリッドの命令¹⁶⁾、その地方の田挽人は 0.5 fanega, 0.5 celemín, 1 celemín の計器を持つよう命じてい

田挽人が、いかにして法令の目をかすめたかについては、¹⁶⁾アラゴンの諺を示せば納得されるであろう。

——悪い慣習と良いペイ、

それは法令を破る——

(Costumbre mala y empanada buena, romperla)

小麦、小麦粉の価格について述べれば、ロドリゲス氏は年代順に資料を集め、それらの価格の変動を考察している。

一四八五年——ベリヤドリでの小麦 1 fanega の価格は 90 maravedies であった。しかし、出水があり、水車場は破壊され、小麦粉は 1 fanega 20 reales に騰貴した。

一四八六年——豊作であったが、対ムーア人戦争があつたので隠匿され、それを防ぐため、マルチュナからセビリヤに、王室証書を与えていたが、それによれば、四年間に限り小麦 1 fanega は 124 maravedies であつた。

一四八八年——トンドルシア及びトレーニーでは大収穫。

一四八九年——小麦 1 fanega は、100 maravedies

一四九一年——両王は、四月一日セビリヤで王室証書を与えていた。一四八六年と同じ理由によつて小麦 1 fanega は、124 maravedies であった。同市の市議会に宛てられ、同じ日付に宣讀された他の書翰では、小麦・大麦の価格が同一であることを命じている。目的は、対グラナダ戦争の継続を可能ならしめんがたである。

一四五五年——ナフイユルでは、小麦 1 fanega 40 maravedies。

第十表 小麦最高価格

地 区	価 格 maravedies	位 fanega
Sevilla	600	1
alcala de Guadaira	680~816	1
Estremadura	800~1000	1
Medina del Campo	500	1

一五〇五年——収穫は悪く、小麦 1 fanega 600 maravedies の価格をアビラ銀行は認めている。ムロ・ペラロ・ルーンベはその覚書の中で、小麦 1 fanega は 800~1000 maravedies になつたと述べ、ベンはハマ麦と草から作られる程に不足していたと指摘している。

一五〇六年——収穫は

悪く、カステイリヤでは 1 fanega 375 maravedies。

そしてトヌル・ヘスシンマヅラでは 600 maravedies。

一五〇六年——価格は最高に達し、小麦の標準価格は廃止されている。

皮肉ではあるが、標準価格廃止の結果小麦は市場に出廻つている。

一五〇八年——アンダルシトでは、1 fanega

一五〇八年——カステイリヤでは、小麦の標準価格は 110 maravedies。¹⁶⁾ア

一五〇八年——両王は五月二日、アルカラ・デ・エナーンベで王室証書を与え、小麦粉にかわる以前の小麦は、1 fanega 130 maravedies であることを命じている。

375 maravedies^o

一五〇九年——85 maravedies^o

スペインと類似した国としてはホルトガルがあるが、種族、土地、気候などからみても、同じイベリヤ半島内にあり、当然穀類問題も相似した面がある。穀類輸入税は、スペインと同様に殆ど課せられないか、又は廃止されるかであつた。

一五〇二年、カステイリヤでは、標準価格が樹立されたのであるが、その六月三十日、ドン・マヌエル王はリスボンなどに搬入された小麦については、その輸入税の廃止を命じている。

ホルトガルでは、スペインの小麦貯蔵所や、取引所にその性格が似ている ¹⁷⁾ *celleiros* を通じて、小作人を社会的に扶助する目的で、小麦市場や農業金融調整の問題を、一四七〇年に設立されたセツクバル自治市及びコインブラ・エボラのコルテスなどはこの問題に専念している。

地方市場や消費市場を有する自治都市経済の時代にあつては、具体的資料がない限りその総合研究は完成され得ない。スペインの穀物問題に関する専門論文などが発表されてないことをもつてしても、この問題がいかに困難であるかがわかる。

国内移住、アフリカ干渉の増大、そして一般的に云えば農業や農業経済の保護と云う立場での強制的干渉や、アメリカ植民の失敗などによつて、スペインはヨーロッパの政治経済の動きの中から没落していく。海外での諸事情と相俟つて、国内発展は緩慢であつた。

穀類価格の騰貴は、メスタと関聯するわけであるが、王室はその原因を生産不足にあると考えず、農民及び商人の投機にありとして、彼等に重税を課した結果、多数の耕作を放棄する者を生じ、穀類価格は更に騰貴した。穀類価格の騰貴は、工業の発達に悪影響を及ぼしたとは云うまでもないと、堀江教授は ¹⁸⁾ 指摘しておられる。また、貨幣の過剰は物価騰貴を促がし、農民をその犠牲とした。そしてこの農業も土地が不毛であるために発達せず、これらの農民中の非キリスト教的なものの追放が農民の数をより少なくし、そして国内における商・工・農業の衰微がスペインの国力を次第に弱めたのであるが、その原因是、スペイン人の宗教的不寛容にあると解釈して差し支えないだらう。

¹⁹⁾ 世紀商業と小麦との関連、あるいは、²⁰⁾ パンの製造・販売についてでは狹義での小麦商業政策とは直接な関連がないので割愛した。

第四章 黄金期の諸事情

黄金期あるいは黄金世紀と呼ばれる *siglo de oro* は、文化史的時代概念であるが、一五五〇年と一六八〇年の約一世紀間を指している。そして、大半はフェリペ二世（一五五五年と一五九八年）の治下に相当しているので、筆者も又彼の治下に重点をおこう。

フェリペ二世は、重商主義の原則に復帰し、国民経済をその上に発展させようとした。彼は、²¹⁾ 一五七五年支払い停止令を発し、アルカバラ税 *alcabala*

の三倍増税を行なつた。支払い停止によつて、イタリヤやドイツの金融業者は一時的に後退した。アルカバラは、十四世紀に設置され、その増税はスペイン商工業の沈静をまねいた。十六世紀の七十年代、スペイン北部都市は没落し、トレード、セゴビヤ、コルドバなどが、繁栄を維持するにすぎなかつた。

セビリヤの巨商は、スペイン工業の頗勢とともに、南ネーデルランドやイギリス産の毛織物の仲立取引に重点をおくに至つた結果、このアカブルコ貿易と呼ばれる東インド貿易を三角貿易の形で、母国に連結し得なかつた。アカブルコ貿易は、セビリヤの統制から独立し、マニラを仲立基地として、絹織物、綿織物、果実などの東亜の物産をスペイン領新大陸へもたらし、逆にその対価として、銀を直接に東亜に流出せしめると云う本国スペイン経済と全く無関係なものに、むしろ本国に対する危険な競走者となつた。

一五八〇年、ポルトガルを合併し、東インド航路もその政治的支配下においていた結果、フェリペ二世は、東西両インド貿易を統一せんと企図し、そのために両国間の関税徹廃を計画したが、セビリヤ商人の反対にあつて坐折した。彼のこの様な試みも、新進のオランダ・イギリスに対抗できなかつた。

第二章の図表でも説明した如く、銀船隊によつて持ち帰えられた莫大な量の金銀は、生産の事業には投下されずに、政治上、宗教上の費用や王室、貴族、僧侶の奢侈的費用に用いられた。銀政策²²⁾毛織物工業については前述したのでここではふれない。

第五章 没落と啓蒙專制主義

フェリペ二世に次ぐ三世、四世の頗勢挽回のはかない努力も、各国絶対主義の苛烈さの中に没落していつた。

あの古典的なトーマス・バッケルのスペイン没落の記述は「十七世紀初期、マドリッドの人口は四十万と評価されたが、十八世紀初期には二十万以下になつた。スペインの最も富裕な都市に数えられるセビリヤは、十七世紀に一万六千以上の織機を有し、十三万の住民を雇傭した。フェリペ五世の治世、この一万六千の織機は、三百以下に減少した。コルテスが、一六六二年、フェリペ四世に与えた報告において、セビリヤは前の人口の四分の一を有するにすぎず、隣接地帯に栽培される葡萄、オリーブは同種の重要な部分をなしたが、今は殆ど無視されるに至つた。十六世纪中期、五十以上の毛織工場を有したトレードは、十三工場があるだけで、商業は全部ムーア人によつて運び去られた。同じ理由で、トレードの絹織技術は失なわれ、それに依存した四万の人口は生活の資を失つた。」と示している。

カトリック両王時代の人口を千万、一七〇〇年代は六百八十万と計算し、これをスペイン没落の指標と考えられている。十七・八世紀の経済学者はこの没落を意識し、国民経済の危機を如何に克服するかと云う課題を打立てた。当時のスペインの経済学者は、修正重商主義者であり、農村的環境の中で、重商主義の生産的基礎をおいた。

国内市場構造から産業は、一定限度以上の発展が不可能であ

り、イギリスの西イングランド貿易によつて、貿易統制は無意味になつた。

十八世紀六・七十年代、重商主義は経済的自由主義に席を譲つた。やがて全国的組織となつた経済協会は、伝統的生産技術の改良、経済自由主義の教育を行ない、その結果、各種産業に対する規制は緩和され、八十七年にはギルド諸法を廃止し、工業原料の輸入税も撤廃された。これは産業のブルジョワ的発展を示すものであつて、カタルーニヤ地方には、アメリカの原綿によつて綿織物工業が始まられ、八十年イングランドサラサ工場二十五は一万八千の労働者を使用している。八十七年、スペインの工場労働者、手工业者は三十一万であるが、バルセロナ人口十一万のうち、毛織、絹織工は四万近い労働者を集めた。

国民経済の農民的基盤を強化しなければならないことは、スペインの没落の分析において、重商主義者の注意したことであつたが、カルロス三世の啓蒙的專制主義の改革において始めてとりあげられた。

※アンシャンレジームの農業関係については、井上教授編「南欧史」二百七十頁を参照せられたし。

第六章 近世の土地制度及び農業

標高については、ヨーロッパではスイスに次いで第二位であり、国土の六十二%は六百米以上の標高、二十四%は千米以上である。降雨量については国土の七〇%は、年間五百ミリ以下であるが、降雨量の多少は気候の性格を決定するすべてではない

が、スペインの場合、特に太陽については知られている通りである。²³⁾準乾燥、乾燥の気候に相当する面積が、全面積の五十九%を占めているのは驚異である。土地、気候の悪条件は結果として革命の前後に分けて観察するのが合目的であると考える。当然面積を制約している。

第十一表 1936年前の公表による用地別面積

用 地 別	面 積 (単位 : Hec)
農 地	20,600,000 (天水地 19,251,799 + 滝溉地 1,348,201)
山野、牧場、其他	23,700,000
計	44,300,000

第十二表 1930年土地調査総務庁による用地別面積

用 地 別	面 積 (単位 : Hec)	%
農 地	20,638,621 (天水地 93.5% + 滝溉地 6.5%)	40.84
森 林 地	23,636,169	46.79
山野、牧場、其他	6,240,210	12.37
計	50,515,000	100

第十一表によれば、農地の全国土面積に対する対比は、四十五%でかなりの高率を保持しているのであるが、その具体的な内容は農地面積を一〇〇%にすれば灌漑地の面積は六・五%、天水地の面積は九十三・五%に相当していることを吾々は念頭におくべきであり、農地面積が有する四五%と云う高率にまどわざるべきではない。

第十一表、第十二表を比較検討することによつて、吾々は二、三の疑問点に逢着する。第十一表の調査年は、一九三六年前となつてゐるが、農地面積を第十二表と比べれば、第十二表は若干の遞増 ($20,638,621 - 20,600,000 = 38,621 \text{ Hec.}$) をみせてゐるから、少くとも第十一表は一九三〇年前と書き改めらるべきである。

第二に山野、牧場其の他の面積が第十一表では一三三、七〇〇、〇〇〇ヘクタール、第十二表では六、一四〇、一一〇ヘクタールとなつてゐる点である。これは、おそらく第十一表の示す面積数值は森林地を指すのではないだろうかと解される。こゝで問題にしているのは、農地の概念の理解であるから森林地や山野、牧場其の他の非農地面積は除外することにしよう。

一九五二年の公表によれば、農地面積は、21,075,550ヘクタールとなつてゐるから、第十二表のそれと比べてみれば21,075,550 - 20,638,621 = 436,929 Hec が二八年間に漸増している。農地面積の漸増、したがつてその增加分は、当然森林地特に山野、牧場などに皺寄せしており、山野、牧場などは逆に遞減の傾向にある。第十一表を農産物価格に換算すれば、第十三表が得られる。

農耕地は、以上の様に漸増しているが、その利用は自作地、農協組經營農地、保護される小作地、保護されない小作地に区分される。

次に耕地を気候帶別にみよう。乾燥地帯の農地面積中、農

第十三表 土地生産額(単位:100万Pts)

土地区分	生産額		
	地地	灌水	天
農耕地	8,945	2,545	6,400
山野、牧場、其他		405	
計		9,350	

も低く三九・三%、自作地はその若干部が国立移住研究所所有農地として強制収用され、さらに同研究所がその取用地をさらに農協組、小作人に貸し付ける傾向があるので、自作地所有者=地主の基準は変りつゝある。

農地の具体的性格すなはち灌漑地と天水地にふれよう。
全国土面積 50,515,000ヘクタール中、農耕地は $41\% = 21,075,550$ ヘクタールを占めている。この農耕地面積は、天水地 93.5% 灌漑地 6.5% によつて占められている。

以上を第十三表と照合しよう。

天水地の面積 = 九三・五 = 灌漑地の面積 六・五 \times X \times X = 約一四。

第十四表 気候帶別耕地区分

	自作地	農協経	小作地			合計
			保護	非保護	小計	
可成湿氣	2,099,750	314,650	346,950	160,950	507,900	2,922,300
可成乾燥	10,317,700	1,784,150	1,325,750	2,376,400	3,702,150	15,804,000
乾燥	761,800	759,500	152,090	263,660	415,550	1,937,850
計	13,179,250	2,858,300	1,825,600	2,801,000	4,626,600	20,664,150
可成湿氣	71.8%	10.8%	11.7%	5.7%	17.4%	100.0%
可成乾燥	65.3	11.3	8.4	15.0	23.4	100.0
乾燥	39.3	36.2	7.9	13.6	21.5	100.0

然るに、天水地の生産額六、四五〇〇は灌漑地の生産額二、五一、四五×Y Y二一、四〇〇×一六でなければならぬ。即ち灌漑地の生産額と等しい程度であるためには、天水地の生産額二、五一、四五×Y Y二一、四〇〇×一六でなければならぬ。即ち灌漑地の生産力からみれば天水地の生産力は可成り低い。換言すれば、それぞれの面積からみれば灌漑地の生産力は天水地のそれの約六倍(X+Y)である。

第十五表 第十五表の耕地別 1 Hec. 当たりの小麦生産量

年代	天水地	灌漑地	年代	天水地	灌漑地
1906	6.8	17.9	1921	8.9	15.8
1907	9.7	17.3	1922	7.6	86.2
1908	8.2	17.4	1923	9.6	17.4
1909	9.9	18.3	1924	7.3	16.3
1910	9.3	18.1	1925	9.6	17.7
1911	9.7	19.2	1926	8.6	17.9
1912	7.1	17.0	1927	8.4	18.0
1913	7.2	17.7	1928	7.2	16.9
1914	7.5	15.8	1929	9.3	17.4
1915	8.9	15.9	1930	8.4	15.9
1916	9.5	18.4	1931	7.5	17.5
1917	8.6	18.7	1932	10.5	19.6
1918	8.2	18.6	1933	7.7	18.7
1919	7.8	16.9	1934	10.5	20.5
1920	8.6	15.3	1935	8.9	19.0

備考 単位 100kg

あり、天水地の生産力は農耕地の生産力を一〇〇とすれば、一六% ($\frac{1}{6}$ の百分比) 灌漑地のそれは八四% ($\frac{84}{100}$ の百分比) である。天水地は、全農地面積の九三・三%を占めているにも拘らずその生産力は、一六%にすぎない。スペインの天水地の生産力がいかに低いかを次の諸表により検討しよう。

人口は一六〇〇〇〇〇人であるが、その増大度をもつてすれば、一九六七年には三三〇〇〇〇〇人に、すなはち約七〇〇〇〇〇〇人——一九四四年より一七%増——増大するであろうから、農地面積あるいは生産力を一七%増大せねばならない。

第十六表 欧米諸国における天水地
1 Hec 当りの小麦生産量

国名	1930~1934の5年間の平均	国名	1930~1934の5年間の平均
ハンガリ	15.46	アルヤ	14.92
ブルガニア	21.56	アルガニ	11.55
ポルトガル	25.69	パラ	9.22
アイスラ	13.96	衆	9.46
イタリア	29.74	アルゼンチン	9.08
カナダ	9.03		9.26
	9.13		

備考：単位 100kg

一ル当たりでは、灌漑地は天水地の二倍である。前述の保護される小作地、保護されない小作地の経済学的小作地の定義は困難であるが、僅かに前者は保護された契約（小作料四千疋以下）、後者は保護されなかつた契約（小作料四千疋以上）であると解釈され得る。

農耕地を經營体別にみれば、自作地、農協組經營農地、保護される小作地、保護されない小作地に区分される。国立移住研究所は地主層の農地若干のみを彼等自身に自作地として保有させ、残部の強制収用された農地は、若干を農協組や小作人に貸付け、残部を同研究所所有農地として保有している。

農地は左図のように利用され、そしてこゝにスペイン型と呼ぶにふさわしい農地改革が断行されている。

法令を一応の基準として論述する関係上、その重要とおもわれるものを一一二三紹介しよう。

1. 1939.10.18 El Instituto Nacional De Colonización (国立移住研究所) が農地改革研究所と入替つて設定。関係法施行。
2. 1939.12.26 Ley De Zonas Regables (灌漑地帶法) 施行。
3. 1949.4.21 Ley De Colonización y Distribución De La Propiedad En Las Zonas Regables. (灌漑地帶所有地の移民と配分に関する法令) 施行。
4. 1952.12.20 Ley De Concentración Parcelaria. (小片

地集中法)施行。

5. 1953.6.23 前記国立移住研究所関係法改正。

農地改革は、一応²⁴⁾成功と見做されてよいだろう。そしてそのバック・ボーンとなつたのは国立

移住研究所である。研究所所有農地を除外し、耕

地面積、農業人口構成、

一人当平均耕地面積を經

營体別に表示しよう。

国立移住研究所は、大農

地を強制収用し、他方貧

農の前借簡易化を図つ

て、彼等の小作地所有権

接近を容易ならしめ、移

住計画により農地の社会

的諸問題をフランコは解

決した。

近世の農地改革(農地対策も当然包含するのであるが)は概括すれば次の通りに理解して、差支えないのであろう。

一九三一年四月、民主革命によつて君主制度が廃されて、共和制が樹立されたがこれも左右の内紛があり政権は不安定であつた。一九三六年二月の総選挙で左翼の人民戦線派が勝利を獲得し、右翼は敗れたがこの右翼はフランコのもとにファシズム勢力を糾合し、武力で共和政府と政権を争うに至つた。

一九三二年九月九日、臨時政府のもとで農地改革法は議会を通

第十七表 経営体別比較表

耕地区分	耕地面積(Hec)	%	農業者数	%	一耕人地当平面積
自 作 地	13,411,150	63.63	2,102,952	56.25	6.19hec(約6町3段)
農協組經營農地	2,972,050	14.10	460,400	12.31	6.46 " (約6町6段)
保護される小作地	1,851,100	22.27	816,600	2.21	" (約2町3段)
保護されない小作地	2,841,250		359,200	31.44	7.8 " (約8町)
計・	21,075,550	100.00	3,739,150	100.00	

A 滝溉地対策 1. 水路政策(1870~1910)

2. 滝溉地政策(1911~1939)

3. 移住政策(1939~)

B 天水地対策

したがつて、現段階では移住政策が採られているのであるが、滝溉地政策が主体であるから、三者を総合して滝溉地政策と呼称しよう。

天水地対策については、一九五六年には、天水地面積は七五〇、〇〇〇ヘクタール減少するが、生産力指数の減少度は五%より大でないと推定される。天水地問題に対しても積極性を示すのは、国立移住研究所ではなく、小麦公團である。

スペイン農業発展の困難さとしては、(一)耕地面積増大の困難性(二)新滝溉地開拓に際しての障壁(三)肥料工業の未発達(四)農業労働の機械化及び合理的工作技術欠如などが指摘されよう。

本章では、近世の土地制度及び農業についてフランコ政権を主として採り上げ、概括的みてきた。内乱については、こゝで簡単にふれよう。

過したが、これは諸法令を中心として与えられたものであり、内乱後の農地改革（第二次）と対照して、第一次農地改革と考えれば第一次、第二次ともに与えられたものであり、その本質は同じである。前者は農地改革研究所所有農地へ未経験の定着農民を吸収せんとしたが、農民層の不安は地主層への抵抗となつた。後者は国立移住研究所による地主層の破壊であるが、同研究所生誕の目的からみれば成功である。要するに両者ともにブルジョア革命であり、一般に内乱と呼ばれているが、これはむしろ革命と呼ばれるのが妥当であろう。

一九三六年七月、内乱が始つたときは広大な生産地帯を包含するフランコ軍の国民党体領 *Zona Nacional* と人口密集地帯である共和軍の共和政体領 *Zona Republica* に分裂したが、一九三九年四月一日フランコの支配するところとなり、全体主義的独裁制の国が生誕した。

移住政策と灌漑地政策はフランコに課せられた使命であり、その意味でのスペイン型農地改革が実施されている。

第七章 結 語

以上概略ではあるが、中世から近世にかけての経済及び商業をみてきた。限られた枚数で肩にするにはあまりにも重すぎる問題を扱かつたのであるが、今更非力なことを痛感する。

スペインの経済あるいは商業に関する論説・図書は見当らないが、本国、英國、米国などで出版されたそれらを参考にする以外に積極的な足がかりはない。現在までも筆者は、スペインに限つ

てみてたし今後もスペイン、プロバーにやつしていく積りである。

先輩諸兄の示唆をお願いする。

マルクスの云つた「アラビア人支配下のスペインの産業的繁栄の秘密は、運河開通であつた。」と云う言が今なお適用されないと云う点にその経済あるいは商業の本質がうかがわれるであろう。イベリヤと証いながら、ホルトガルには僅かしか言及しなかつた点はお詫びする。

- 註 1) 原教授監修「地理と世界の歴史」ヨーロッパ篇 P.三九四
2) 鹿児島県立大学「商経論叢」第五号 拙稿「メスタ史序論」
3) 右同並びに「商経論叢」第六号
4) 「商経論叢」第六号所収拙稿
5) 前掲 原教授監修同書 P.四〇二

- 6) 大塚教授著「近代歐州經濟史序説序の一」P.一四九
7) 河野助教授著「西洋商業史」P.一一一
8) 「商経論叢」第七号所収拙稿参照
9) 1 fanega は、約 55.5 リットルに相当する
なお貨幣単位について示せば、次の通りである
ducado = 7 peseta. centimo = peseta の $\frac{1}{100}$

10) 「商経論叢」第七号所収拙稿、なお井上教授篇「南歐史」P.二四四では「グアダルーペの調停宣言」と訳出されている。

11)

穀類取引市場、穀倉については「商経論叢」四号所収拙稿「スペインに於ける農業諸団体」参照

「商経論叢」七号所収拙稿参照

右同

「商経論叢」八号所収拙稿

右同

右同

右同

堀江教授著「西洋經濟史概要」P.一二四

「商経論叢」八号所収拙稿参照

右同

井上教授篇「前掲書」P.二六三

右同 P.二六九

このような分類の仕方があるかどうかは疑問である。
ペ^ンイン農地社会学研究誌一巻掲載『國土利用制度』
(L.G. オティーサア氏論文)ではこの用法を探つてい
る。

24) 結果はともかく目的からみれば成功である。

筆者の紹介論文としては「経済論叢」七二卷三号「イス
パニヤ経済の発展」、七四卷四号「イスパニヤ農産物価
格政策」がある。

本稿で用いた表は、すぐて原典によつたものである。

植民地まで言及できなかつたのは遺憾である。原典とし
ては、Klein 教授 "The mesta, a study in Spanish

Economic History"。

E. I. Rodriguez "El problema cerealista en
España durante los Reyes Católicos"。

"Revista de estudios agro-sociales" No.12~3

以上があげられる。